

中河内サポステ通信

令和7年1月号

新春のお慶びを申し上げます。
本年もどうぞ宜しくお願ひいたします。
今年も共に頑張りましょう！



働く準備、ワンポイントアドバイス！

知って役立つ労働法より

～多様な働き方～

④業務委託契約を締結し、「フリーランス」として働く人



フリーランスは、事業主として会社（発注事業者）から依頼を受けて仕事をし、その成果として報酬を得る働き方です。このような働き方は、「労働契約」ではなく「**業務委託契約**」を締結することになり、**発注事業者の指揮命令を受けない個人事業主**として扱われることから、一般に、労働法の保護を受けることはできません。

「**フリーランス**」として働く場合には、「労働者」として働く場合と比べて、**労働法の保護などが受けられなかったり、雇用保険、労災保険や、被用者保険（健康保険・厚生年金保険）の対象とならない等、扱いが大きく異なる**ため、このような点に十分に注意し、**理解した上で、働き方を選択するようにしましょう。**

※ 国民健康保険や国民年金については対象となります。ただし、保険料や給付の内容などが、健康保険や厚生年金保険とは異なることには注意が必要です。また、労災保険については、特別加入制度により、労働者以外でも、条件により特別に任意加入を認めています。また、フリーランスが安心して働く環境を整備するための法律などもあります。



令和6年4月更新版 知って役立つ労働法 働くときに必要な基礎知識（厚生労働省）

<https://www.mhlw.go.jp/content/001241210.pdf>

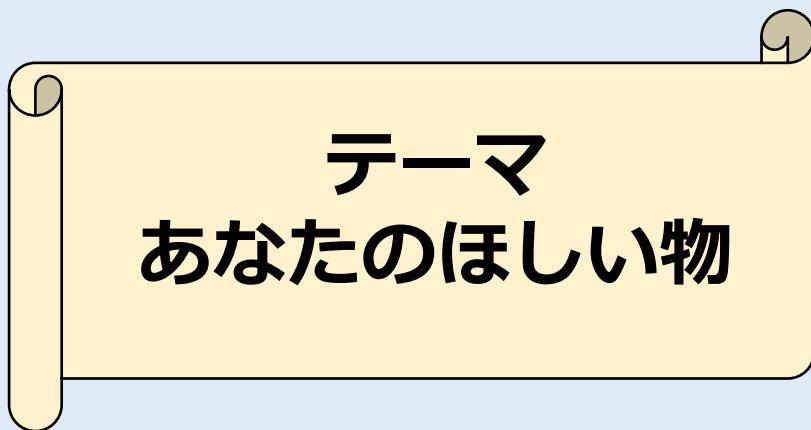
を元に作成



中河内サポステスタッフ インタビュー



中河内サポステにはどんなスタッフがいるのか？
簡単な質問を通して、知ってもらうコーナーです



Q：いま、ほしい物はなんですか？

A：画集

Q:理由を教えてください。

A：とても気になる画集があり、
アマゾンの欲しいもののリストに入れて
います。そこまで高価なものではありませんが、生活必需品ではないので後回し
にしてしまっています…。
いつか手に入れたいです。